

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-航空分野の基準について-」の一部改正について

令和8年7月 17 日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-航空分野の基準について-」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当 ページ (改正 後)	改正箇所	現行	改正
1	P.1	前文 ○1つ目	○ 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、航空分野についても「航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「航空分野における特定技能の在留資格に	○ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項において、法務大臣は基本方針にのっとり、分野所管行政機関の長等と共同して、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針を定めなければならない旨規定されています。これを踏まえ、航空分野においては、「航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（令和 8 年 1 月 23 日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）が定められました。

			係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（平成 30 年 12 月 25 日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・国土交通省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。 ○ 2 つ目 ○ また、法第 2 条の 5 の規定に基づく、特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成 31 年法務省令第 5 号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、航空分野についても、出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき航空分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成 31 年国土交通省告示第 360 号。以下「告示」という。）において、航空分野固有の基準が定められています。 ○ 3 つ目 ○ 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。	○ また、法第 2 条の 5 の規定に基づく、特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成 31 年法務省令第 5 号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、航空分野についても、出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき航空分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成 31 年国土交通省告示第 360 号。以下「告示」という。）において、航空分野固有の基準が定められています。 ○ 本要領は、告示の基準等、運用上の細目及び留意事項を定めることにより、航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。
2	P.3	目次	（新設）	目次

				第1 特定技能外国人が従事する業務 4 第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 7 第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 13 第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の 確保に係る基準 17 第5 上陸許可に係る基準 19 第6 育成・キャリア形成プログラム 21
3	P.4	第1 特定技能 外国人が従事す る業務 【関係規定】 分野別運用方針 (抜粋)	【関係規定】 分野別運用方針 (抜粋) 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関す る重要事項 (1) 特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3 (1) ア及び(2) アに定める 試験区分に対応し、 それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人) 別表1 b. 業務区分(5(1)ア関係)の欄に掲げ る業務 イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人) 別表2 b. 業務区分(5(1)イ関係)の欄に掲げ る業務	【関係規定】 分野別運用方針 (抜粋) 第二 特定技能制度において求められる人材等に関する事 項 2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項 (1) 業務区分及び特定技能外国人が従事する業務 航空分野において設定する業務区分及び当該業務区 分において従事する業務は、それぞれ次のア及びイに 定めるとおりとする。 なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日 本人が通常従事することとなる関連業務(例：事務作 業、作業場所の整理整頓や清掃、積雪時における作業 場所の除雪等)に付随的に従事することは差し支えない。

				ア 1号特定技能外国人 上記1（1）アの技能水準に対応し、それぞれ別表1のb. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。 イ 2号特定技能外国人 上記1（2）ア（ア）の技能水準に対応し、それぞれ別表2のb. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。
4	P.5	分野別運用要領（抜粋）	分野別運用要領（抜粋） 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務 航空分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：事務作業、除雪作業等）に付随的に従事することは差し支えない。 （1）1号特定技能外国人 運用方針3（1）アに定める試験区分及び運用方針5（1）アに定める業務区分に従い、上記第1の1（1）のいずれかの試験合格又は下記2（1）の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務 （2）2号特定技能外国人 運用方針3（2）アに定める試験区分及び運用方針5（1）イに定める業務区分に従い、上記第1の1（2）のいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務	（削除）

		○3つ目	(新設)	において行う航空機の機体及び装備品又は部品等の整備業務全般を言います。 ○ 2号特定技能外国人 分野別運用方針第二1(2)に定める試験及び分野別運用方針第二2(1)イに定める業務に従い、第二1(2)アのいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要するものであって、空港グランドハンドリング区分においては、社内資格等を有する指導者やチームリーダーとして行う、航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務、手荷物・貨物の航空機搭降載業務、航空機内外の清掃整備業務、旅客ハンドリング業務、機内食等の運搬・搭降載業務、航空燃料取扱業務に従事し、工程を管理する業務を言い、航空機整備区分においては、現場において、専門的な知識・技量を要する運航整備、機体整備、装備品・原動機整備等において行う航空機の機体及び装備品又は部品等の整備業務全般に従事し、自らの判断により行う専門的・技術的な航空機整備業務を言います。
		○4つ目	(新設)	○ 国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業として国家戦略特別区域内の保税蔵置場又は総合保税地域において行う業務については、貨物取扱業務に関する空港グランドハンドリングに限られます。 なお、国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業については、「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」の関係規定に記載している「国

		○5つ目	(新設)	土交通省関係国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件」を御参照ください。 ○ 航空分野の業務の遂行に際しては、航空法等の関係法令や安全管理規程、業務規程、運航・整備規程、社内規定等の規程類を遵守することが必要です。
6	P.7	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 【関係規定】 分野別運用方針（抜粋）	【関係規定】 分野別運用方針（抜粋） 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 航空分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。 また、特定技能1号の在留資格については、航空分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。 (1) 1号特定技能外国人 ア 技能水準（試験区分） 別表1 a. 試験区分（3（1）ア関係）の欄に掲げる試験 イ 日本語能力水準 （ア）「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」 （イ）そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの	【関係規定】 分野別運用方針（抜粋） 第二 特定技能制度において求められる人材等に関する事項 1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 (1) 1号特定技能外国人 航空分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア及びイに定める試験に合格した者とする。 ア 技能水準 別表1のa. 技能水準の欄に掲げるもの イ 日本語能力水準 「日本語教育の参照枠」のA2.2相当以上の水準と認められるもの (2) 2号特定技能外国人 航空分野において特定技能2号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア（ア）及びイに定める試験に合格又は資格を取得した者であり、かつ、ア（イ）に定める実務経験の要件も満たす者とする。 ア 技能水準

			(2) 2号特定技能外国人 技能水準（試験区分及び実務経験） ア 試験区分 別表2 a. 試験区分（3（2）ア関係）の欄に掲げる試験 イ 実務経験 （ア）空港グランドハンドリング業務においては、現場において技能者を指導しながら作業に従事した実務経験を要件とする。 （イ）航空機整備業務においては、現場において専門的な知識・技量を要する作業を実施した実務経験を要件とする。	（ア）技能水準 別表2のa. 技能水準の欄に掲げるもの （イ）実務経験 ① 空港グランドハンドリング業務においては、現場において技能者を指導しながら作業に従事した実務経験を要件とする。 ② 航空機整備業務においては、現場において専門的な知識・技量を要する作業を実施した実務経験を要件とする。 イ 日本語能力水準 「日本語教育の参照枠」のB1相当以上の水準と認められるもの
7	P.8	分野別運用要領（抜粋）	分野別運用要領（抜粋） 第1 特定技能産業分野において認められる人材の基準に関する事項 1. 技能水準及び評価方法等 （2）「航空分野特定技能2号評価試験」又は「航空従事者技能証明」（運用方針3（2）アの試験区分：運用方針別表2 a. 試験区分（3（2）ア関係）のとおり） ア 技能水準及び評価方法（特定技能2号） （技能水準） （ア）「航空分野特定技能2号評価試験（空港グランドハンドリング）」 当該試験の合格及び空港グランドハンドリングの現場において技能者を指導しながら作業に従事した実務経験を要件とする。 （イ）「航空分野特定技能2号評価試験（航空機整備）」又は「航空従事者技能証明」	（削除）

			当該試験への合格又は航空従事者技能証明の取得、及び航空機整備の現場において、専門的な知識・技量を要する作業を実施した３年以上の実務経験を要件とする。 第３ その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 ２．技能実習２号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価 （１）「空港グランドハンドリング職種：航空機地上支援、航空貨物取扱及び客室清掃」の第２号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、１号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、空港における航空機の誘導・けん引の補佐、貨物・手荷物の仕分けや荷崩れを起こさない貨物の積付け、航空機内の清掃という点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が「地上走行支援業務」、「手荷物・貨物取扱業務」、「航空機内外の清掃整備業務」といった空港グランドハンドリング業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第１の１（１）の試験を免除する。 （２）職種・作業の種類にかかわらず、第２号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に３年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第１の２（１）及び（２）の試験を免除する。	
--	--	--	---	--

8	P.8	【1号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】 ○1つ目	○ 1号特定技能外国人として航空分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格が必要です。	【1号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】 ○ 「航空分野特定技能1号評価試験（空港グランドハンドリング）」及び「航空分野特定技能1号評価試験（航空機整備）」（分野別運用方針第二1（1）アの試験区分） 航空分野特定技能1号評価試験（空港グランドハンドリング）は、社内資格等を有する指導者やチームリーダーの指導・監督の下、空港における航空機の誘導・けん引の補佐、貨物・手荷物の仕分けや荷崩れを起こさない貨物の積付け等ができるレベルであることを確認するものであり、この試験の合格者は、空港グランドハンドリング区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。 航空分野特定技能1号評価試験（航空機整備）は、整備の基本技術を有し、国家資格整備士等の指導・監督の下、機体や整備品等の整備業務のうち基礎的な業務（簡単な点検や交換作業等）ができるレベルであることを確認するものであり、この試験の合格者は、航空機整備区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。
	P.9	○2つ目	○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験が免除されます。	○ 「日本語教育の参照枠」A2.2相当以上 ※ 以下のいずれかの試験の合格 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（J F T－B a s i c）A2.2相当以上 ・ 日本語能力試験（J L P T）N4以上 ※ 特定技能1号の在留資格を得るためには基本的

		○ 3 つ目	○ 本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実習 2 号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N 4 以上）のいずれの試験も免除されます。	には、必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明が求められます。もっとも、技能実習 2 号を良好に修了し、当該技能実習で修得した技能と、特定技能 1 号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められる場合には、令和 9 年 4 月 1 日以降も当面の間、当該特定技能 1 号に係る要件として必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明は要しません（対象となる技能実習 2 号の職種・作業については別表参照。）。 また、技能実習 2 号を良好に修了したものの、当該技能実習で修得した技能と特定技能 1 号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められない場合には、当該特定技能 1 号に係る要件として必要な水準の技能を有していることの証明は必要ですが、日本語能力については、当面の間、これらの事実をもって日本語能力を有していることが証明されたこととします（別途証明は不要です。）。 （削除）
9	P.9	【2 号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】 ○ 1 つ目	○ 2 号特定技能外国人については、本要領別表に記載された技能試験の合格又は技能証明の取得に加えて、以下の実務経験が必要です。 ・業務区分：空港グランドハンドリング 空港グランドハンドリングの現場において技能者を	【2 号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】 ○ 「航空分野特定技能 2 号評価試験（空港グランドハンドリング）」及び「航空分野特定技能 2 号評価試験（航空機整備）」又は「航空従事者技能証明」（分野別運用方針第二 1（2）ア（ア）の試験区分） ・ 「航空分野特定技能 2 号評価試験（空港グランド

			指導しながら作業に従事した実務経験 この場合の実務経験とは、航空機の駐機場への誘導や移動、手荷物・貨物の仕分け、手荷物・貨物の航空機への移送・搭降載、客室内清掃等、特定技能２号として就業する上で必要となる知識や技能を習得（安全管理規定の理解や作業資格の取得など）した上で、新入社員等に指導したことをいいます。 ・業務区分：航空機整備 航空機整備の現場において、専門的な知識・技量を要する作業を実施した３年以上の実務経験 この場合の実務経験とは航空会社や航空機整備会社において、国家資格整備士等の指導・監督の下、ドック整備や材料・部品等の領収検査等、機体、装備品等の専門的・技術的な整備業務に３年以上従事したことをいいます。	ハンドリング）」は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものであり、この試験の合格者（かつ、以下の実務経験の基準を満たす者）は、空港グランドハンドリング区分において熟練した技能を有するものと認められます。 ・「航空分野特定技能２号評価試験（航空機整備）」又は「航空従事者技能証明」は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものであり、この試験及び資格の合格者（かつ、以下の実務経験の基準を満たす者）は、航空機整備区分において熟練した技能を有するものと認められます。 ・空港グランドハンドリング区分においては、空港グランドハンドリングの現場において社内資格等を有する指導者やチームリーダーとして現場を管理する能力を有すると認められるために、技能者を指導しながら作業に従事した実務経験が必要であり、この場合の実務経験とは、航空機の駐機場への誘導や移動、手荷物・貨物の仕分け、手荷物・貨物の航空機への移送・搭降載、客室内清掃、搭乗手続き、機内食等の搭降載、航空燃料搭載等、特定技能２号として就業する上で必要となる知識や技能を習得（安全管理規定の理解や作業資格の取得など）した上で、新入社員等に指導したことをいいます。 ・航空機整備区分においては、航空機整備の現場において、専門的な知識・技量を要する作業を実施した３年以上の実務経験が必要であり、この場合の実
--	--	--	--	---

				務経験とは航空会社や航空機整備会社において、国家資格整備士等の指導・監督の下、ドック整備や材料・部品等の領収検査等、機体、装備品等の専門的・技術的な整備業務に3年以上従事したことをいいます。
10	P.10	○1つ目	(新設)	○ 「日本語教育の参照枠」 B1 相当以上 (※) ※ 以下の試験の合格 ・ 日本語能力試験 (J L P T) N 3 以上 ※ C E F R の B 1 相当以上を判定された場合に限る。 ※ 令和9年4月1日以降、特定技能2号においては「日本語教育の参照枠」 B 1 相当以上が求められますが、その取扱いについては別途お知らせします。
11	P.10	【確認対象の書類】 ○1つ目	【確認対象の書類】 ＜特定技能1号の場合＞ ○ 試験合格者の場合 ・ 技能水準を証するものとして次のいずれか 航空分野特定技能1号評価試験（空港グランドハンドリング）の合格証明書の写し 航空分野特定技能1号評価試験（航空機整備）の合格証明書の写し ・ 日本語能力を証するものとして次のいずれか 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し 日本語能力試験（N 4 以上）の合格証明書の写し *ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N 4 以	【確認対象の書類】 ＜特定技能1号の場合＞ ○ 試験合格者の場合 ・ 技能水準を証するものとして次のいずれか 航空分野特定技能1号評価試験（空港グランドハンドリング）の合格証明書の写し 航空分野特定技能1号評価試験（航空機整備）の合格証明書の写し ・ 日本語能力を証するものとして次のいずれか 国際交流基金日本語基礎テストの判定結果通知書（A 2.2 相当以上）の写し 日本語能力試験（N 4 以上）の合格証明書の写し *ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、この事

	P.10	○5つ目	(新設)	上) のいずれの試験も免除されます。	実及び技能に係る試験の合格をもって航空分野において特定技能1号として業務に従事する上で必要とされる日本語能力を有していることが証明されたこととしますので、別途国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)を受験し、合格する必要はありません。				
					○ 日本語能力を証するものとして次のもの ・ 日本語能力試験(N3以上)の合格証明書の写し(CEFRのB1相当以上を判定された場合に限る。) ※ 令和9年4月1日以降、特定技能2号においては「日本語教育の参照枠」B1相当以上が求められますが、その取扱いについては別途お知らせします。				
12	P.10	【経過措置】 ○1つ目	(新設)		【経過措置】 ○ 「航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」(令和8年1月23日閣議決定)による廃止前の運用方針別表1b.業務区分(5(1)ア関係)項番1及び運用方針別表2b.業務区分(5(1)イ関係)項番1の欄に掲げる業務区分に対応する試験のうち、次の表の左欄に掲げる業務区分(従事する業務)に対応する試験に合格した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる業務区分(従事する業務)に対応する試験に合格したものとみなされます。				
					<table><tr><td>旧業務区分(従事する業務)</td><td>新業務区分(従事する業務)</td></tr><tr><td>空港グランドハンドリング(社内資格等を有する指導者やチームリー</td><td>空港グランドハンドリング(社内資格等を有する指導者やチームリー</td></tr></table>	旧業務区分(従事する業務)	新業務区分(従事する業務)	空港グランドハンドリング(社内資格等を有する指導者やチームリー	空港グランドハンドリング(社内資格等を有する指導者やチームリー
旧業務区分(従事する業務)	新業務区分(従事する業務)								
空港グランドハンドリング(社内資格等を有する指導者やチームリー	空港グランドハンドリング(社内資格等を有する指導者やチームリー								

				ダーの指導・監督の下、地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等に従事） ダーの指導・監督の下で行う、航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務、手荷物・貨物の航空機搭降載業務、航空機内外の清掃整備業務、旅客ハンドリング業務、機内食等の運搬・搭降載業務、航空燃料取扱業務）
13	P.12	【留意事項】 ○ 1 つ目 ○ 3 つ目 ○ 4 つ目	【留意事項】 ＜特定技能 1 号＞ ○ 技能実習 2 号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、空港グランドハンドリング技能実習評価試験（専門級）の合格証明書の写しの提出が必要です。 ＜特定技能 2 号＞ ○ 航空分野特定技能 2 号評価試験は、受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。詳細は、航空局または試験実施機関へご確認ください。 ○ 航空従事者技能証明取得者の実務経験は、「航空分野 2 号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明	【留意事項】 ＜特定技能 1 号＞ ○ 空港グランドハンドリング職種・航空機地上支援作業、航空貨物取扱作業、客室清掃作業の技能実習 2 号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、当該技能実習 2 号を良好に修了したことを証するものとして、当該空港グランドハンドリング技能実習評価試験（専門級）の合格証明書の写しの提出が必要です。 ＜特定技能 2 号＞ ○ 航空分野特定技能 2 号評価試験受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。詳細は、航空局または試験実施機関へ御確認ください。 ○ 航空従事者技能証明取得者については、「航空分野 2 号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書

			書（航空機整備）」（分野参考様式第9－3号）にて確認します。	（航空機整備）」（分野参考様式第9－3号）により、実務経験を確認します。
14	P.13	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 【関係規定】告示第2条	【関係規定】告示第2条 航空分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条第1項若しくは第12条の2第1項の承認を受けた者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を受けた者を含む。）若しくは同規則第13条第1項の承認を受けた者若しくは同規則第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第13条第1項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者であって、空港グランドハンドリングを営む者であること、又は同法第20条第1項第3号、第4号若しくは第7号の能力について同項の認定を受けた者若しくは当該者から業務の委託を受けた者であること。 二 国土交通省が設置する航空分野特定技能協議会の構成員であること。 三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。 四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画	【関係規定】告示第2条 航空分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条第1項若しくは第12条の2第1項の承認を受けた者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を受けた者を含む。）若しくは同規則第13条第1項の承認を受けた者若しくは同規則第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第13条第1項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者であって、空港グランドハンドリングを営む者であること、又は同法第20条第1項第3号、第4号若しくは第7号の能力について同項の認定を受けた者若しくは当該者から業務の委託を受けた者であること。 二 国土交通省が設置する航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。 三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。 四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画

			の全部の実施を委託する場合にあっては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。 六 特定技能所属機関である場合にあっては、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。	の全部の実施を委託する場合にあっては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。 六 特定技能所属機関である場合にあっては、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。
15	P.13	【関係規定】 国土交通省関係 国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件	(新設)	【関係規定】 国土交通省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件 国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第7条の国家戦略特別区域会議が、法第8条第2項第2号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業（法第2条第1項に規定する国家戦略特別区域内の保税蔵置場（関税法（昭和29年法律第61号）第42条第1項に規定する保税蔵置場をいう。）又は総合保税地域（同法第62条の8第1項に規定する総合保税地域をいう。）において、当該国家戦略特別区域に係る地方公共団体及び空港管理者その他の関係者が設置する協議会に所属する者が、その雇用する外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能（同表の特定技能の項の下欄に係るものであって、その活動に係る特定産業分野が出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める産業上の分野のうち、航空分野であるものに限る。）の在留資格をもって在留する外国人に限る。）の有する技能を活用して行う空港グランドハンドリング（貨物取扱業務に関するものに限る。）をいう。）を定め

				た区域計画（法第8条第1項に規定する区域計画をいう。）について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関については、当該本邦の公私の機関が行う当該国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業に係る部分に限り、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき航空分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成31年国土交通省告示第360号）第2条第1号の規定は、適用しない。
16	P.14	【特定技能所属機関及び事業所】 ○1つ目 ○2つ目	○ 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、航空分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。 ○ 空港グランドハンドリングの業務区分の特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関は、空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条第1項若しくは第12条の2第1項の承認を受けた者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を受けた者を含む。）若しくは同規則第13条第1項の承認を受けた者若しくは同規則第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第13条第1項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認め	【特定技能所属機関及び事業所】 ○ 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、航空分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。 ○ 空港グランドハンドリングの業務区分の特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関は、空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条第1項若しくは第12条の2第1項の承認を受けた者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を受けた者を含む。）、同規則第13条第1項の承認を受けた者、同規則第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第13条第1項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者であって、空港グ

		○3つ目	られた者であって、空港グランドハンドリングを営む者でなければなりません。 (新設)	ランドハンドリングを営む者でなければなりません。 ○ 国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業として、空港敷地外の保税蔵置場又は総合保税地域において、空港グランドハンドリング(貨物取扱業務に関するものに限る。)を行う特定技能所属機関については、当該事業に係る部分に限り、告示第2条第1号の規定は適用されませんが、千葉県及び成田国際空港株式会社が設置する協議会(成田国際空港に関する国家戦略特別区域航空物流外国人材活用協議会)に所属しなければなりません。 なお、当該事業及び協議会の詳細は、千葉県のホームページを御確認ください。
17	P.15	【協議会】 ○1つ目 ○4つ目	○ 航空分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、国土交通省が設置する航空分野特定技能協議会に加入し、加入後は協議会に対し、また国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。 ○ 特定技能所属機関が適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、支援を委託される特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、航空分野特定技能協議会に加入し、加入後は協議会に対し、また、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うものでな	【協議会】 ○ 航空分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、国土交通省が設置する航空分野特定技能協議会(以下「協議会」という。)に加入し、加入後は協議会に対し、また国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。 ○ 特定技能所属機関が適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、支援を委託される特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、協議会に加入し、加入後は協議会に対し、また、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。

		○5つ目 ○6つ目	ければなりません。 ○ 特定技能外国人の受入れを検討している場合、特定技能雇用契約の締結前であっても、協議会事務局(国土交通省航空局)に協議会への加入等について相談することができます。 ○ なお、航空分野特定技能協議会に関する問合せ先については、国土交通省航空局のホームページを御覧ください。	○ 特定技能外国人の受入れを検討している場合、特定技能雇用契約の締結前であっても、分野別協議会事務局(国土交通省航空局)に協議会への加入等について相談することができます。 ○ なお、協議会に関する問合せ先については、国土交通省航空局のホームページを御覧ください。
18	P.16	【確認対象の書類】 ○5つ目	(新設)	○ 国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業として国家戦略特別区域内の保税蔵置場又は総合保税地域において業務に従事する場合、千葉県及び成田国際空港株式会社が設置する協議会の構成員であることが確認できる以下の資料 ・ 成田国際空港に関する国家戦略特別区域航空物流外国人材活用協議会構成員加入通知書の写し又は成田国際空港に関する国家戦略特別区域航空物流外国人材活用協議会構成員資格証明書の写し
19	P.16	【留意事項】	【留意事項】 ○ 特定技能所属機関及び登録支援機関は、令和6年6月15日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、初めて特定技能外国人を受け入れる場合、又は初めて1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合であっても、航空分野特定技能協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。 ○ 令和6年6月15日より前においては、	(削除)

			・ 特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該特定技能外国人の入国後 4 か月以内に航空分野特定技能協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。 ※ 誓約書（改正前の分野参考様式第 9－1 号）については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。 ・ 特定技能所属機関が、2 回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて特定技能外国人を受け入れてから 4 か月以内の申請を除く。）及び航空分野特定技能協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、航空分野特定技能協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。 ・ 登録支援機関が、初めて 1 号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けて支援を行う場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該 1 号特定技能外国人の入国後 4 か月以内に航空分野特定技能協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。 ※ 誓約書（改正前の分野参考様式第 9－2 号）については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。 ・ 登録支援機関が、2 回目以降に受け入れる 1 号特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて 1 号特定技能外	
--	--	--	---	--

			国人支援計画の実施の委託を受けて支援を開始してから4か月以内の申請を除く。)及び航空分野特定技能協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して支援を行っている1号特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、航空分野特定技能協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。	
20	P.17	第4 適合1号 特定技能外国人 支援計画の適正 な実施の確保に 係る基準 【関係規定】 告示第2条	【関係規定】 告示第2条 航空分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条第1項若しくは第12条の2第1項の承認を受けた者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を受けた者を含む。）若しくは同規則第13条第1項の承認を受けた者若しくは同規則第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第13条第1項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者であって、空港グランドハンドリングを営む者であること、又は同法第20条第1項第3号、第4号若しくは第7号の能力について同項の認定を受けた者若しくは当該者から業務の委託を受けた者であること。	【関係規定】 告示第2条 航空分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条第1項若しくは第12条の2第1項の承認を受けた者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を受けた者を含む。）若しくは同規則第13条第1項の承認を受けた者若しくは同規則第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第13条第1項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者であって、空港グランドハンドリングを営む者であること、又は同法第20条第1項第3号、第4号若しくは第7号の能力について同項の認定を受けた者若しくは当該者から業務の委託を受けた者であること。

			二 国土交通省が設置する航空分野特定技能協議会の構成員であること。 三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。 四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。 六 特定技能所属機関である場合にあっては、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。	二 国土交通省が設置する航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。 三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。 四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。 六 特定技能所属機関である場合にあっては、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。
21	P.18	【留意事項】	【留意事項】 ○ 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様	(削除)
22	P.19	第5 上陸許可に係る基準 【労働者派遣】 ○ 1つ目	○ 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、航空分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特定技能2号」に係る上陸基準として、航空分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第7号に基づき、告示をもって定めたものです。	【労働者派遣】 ○ 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、航空分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特定技能2号」に係る上陸基準として、航空分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第7号に基づき、告示をもって定めたものです。
23	P.21	第6 育成・キャリア形成プログラム	(新設)	第6 育成・キャリア形成プログラム 分野別運用方針（抜粋） 第一 特定技能制度に関する基本的な事項等 4 その他特定技能制度に係る制度の運用に関する重要事項 (1) 特定技能外国人のキャリア形成等に関する事項 国土交通省は、関係業界等と協働して、特定技

				能1号及び特定技能2号に係る講習受講・資格取得等を内容とする航空分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。 航空分野における育成プログラムは、次の事項を基本とし、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。 ① 講習受講・資格取得 ② 日本語能力 ③ マネジメント経験 ④ その他（フォローアップや意欲向上策等）
24	P.21	第6 育成・キャリア形成プログラム ○1つ目 ○2つ目	（新設） （新設）	○ 航空分野における育成プログラムは、特定技能制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界及び登録支援機関等において、受け入れる外国人の計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針となります。 ○ 航空分野における育成プログラムは、国土交通省のホームページに掲載されますので、適切に参照し活用してください。

別表(航空業)

(注) 実施した技能実習2号の開催・作務の帰国がやむを得ず、技能実習2号を中断し終了した者は、国際交流基金金庫に募集施設テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除される。

(注) 海外技能2号については、技能実習の枠を超えて、実習希望者(募集枠外)が実習3号以上の実習段階においては、現国において1地先者専門技能士及び海外作業員専任実習経験、業務経験、航空実務経験においては、現国において、専門的な知識・技術に必要となる業務を3年以上の実務経験が認められている。

[illegible]

26	分野参考 様式第9 —1号	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書	分野参考様式第9—1号（特定技能所属機関） 航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書 出入国在留管理庁長官 殿 特定技能所属機関 氏名又は名称 住 所 特定技能外国人 氏 名 性 別 国 籍 ・ 地 域 生 年 月 日 記 航空分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。 【誓約事項】 1. 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、空港グランドハンドリング（地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等）又は航空機整備（機体、装備品等の整備業務等）であること。 2. 特定技能雇用契約において特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。 3. 空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条第1項若しくは第12条の2第1項の承認を受けた者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を受けた者を含む。）若しくは同規則第13条第1項の承認を受けた者若しくは同規則第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第13条第1項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者であって、空港グランドハンドリングを営む者であること、又は同法第20条第1項第3号、第4号若しくは第7号の能力について同項の認定を受けた者若しくは当該者から業務の委託を受けた者であること。 4. 国土交通省が設置する航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること。 5. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。 6. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 7. 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)から(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。 (1) 協議会の構成員であること。 (2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。 (3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 8. 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。 (注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。 作成年月日 年 月 日 作成責任者	分野参考様式第9—1号（特定技能所属機関） 航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書 出入国在留管理庁長官 殿 特定技能所属機関 氏名又は名称 住 所 特定技能外国人 氏 名 性 別 国 籍 ・ 地 域 生 年 月 日 記 航空分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。 【誓約事項】 1. 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、空港グランドハンドリング（地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等）又は航空機整備（機体、装備品等の整備業務等）であること（国家戦略特別区域法第2条第1項に規定する国家戦略特別区域内の保税蔵置場（関税法（昭和29年法律第61号）第42条第1項に規定する保税蔵置場をいう。）又は総合保税地域（同法第62条の8第1項に規定する総合保税地域をいう。）で行う国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業においては、貨物取扱業務に限るものに限る。）。 2. 特定技能雇用契約において特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。 3. 空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条第1項若しくは第12条の2第1項の承認を受けた者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を受けた者を含む。）若しくは同規則第13条第1項の承認を受けた者若しくは同規則第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第13条第1項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者であって、空港グランドハンドリングを営む者であること、又は同法第20条第1項第3号、第4号若しくは第7号の能力について同項の認定を受けた者若しくは当該者から業務の委託を受けた者であること（国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業を行う特定技能所属機関を除く（当該事業に係る部分に限る。））。 4. 国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業を行う特定技能所属機関については、国家戦略特別区域に係る地方公共団体及び空港管理者その他の関係者が設置する協議会に所属していること。 5. 国土交通省が設置する航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること。 6. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。 7. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 8. 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)から(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。 (1) 協議会の構成員であること。 (2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。 (3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 9. 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。 (注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。
----	---------------------	----------------------------	--	---

				作成年月日 年 月 日 作成責任者
--	--	--	--	--